

# 「元気県ぐんま」ロゴマーク利用規約

## 1 目的

「元気県ぐんま」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）利用規約（以下「本利用規約」という。）は、「元気県ぐんま」の趣旨に賛同し、その普及推進を行うためにロゴマークを利用する際に、遵守すべき事項を定めるものです。

## 2 ロゴマークの利用条件

(1) ロゴマークは、群馬県が健康づくり県民運動として推進する「元気県ぐんま21」の趣旨に賛同し、その普及推進を行おうとする以下の機関・団体・企業に限り、利用できます。

- ① 県有施設及び県内市町村の健康増進関連部署・機関
- ② 元気県ぐんま21推進会議委員の構成団体
- ③ 健康づくり協力店及び健康情報ステーション
- ④ 県内の学校教育法に規定される学校・幼稚園、児童福祉法に規定される児童福祉施設
- ⑤ 県内で健康づくり・食育推進活動を行う団体

### 【「元気県ぐんま」の趣旨】

すべての県民が健やかな生活を送れるよう、健康増進計画「元気県ぐんま21（第2次）」に基づく健康増進施策を推進し、健康寿命の延伸を目指します。がん、糖尿病をはじめとした生活習慣病対策を積極的に推進するとともに、食育と健康増進を総合的に推進します。

- (2) ロゴマークは、「元気県ぐんま」及び健康寿命の延伸を推進することを目的に、関連する印刷物（チラシ・パンフレット・ポスター等）・資材（名刺・封筒等）等に利用できます。
- (3) ロゴマークは、別に定める『「元気県ぐんま」ロゴマーク利用ガイドライン』（以下「ガイドライン」という。）を遵守できる場合のみ、利用できます。
- (4) ロゴマークの利用料は、無償とします。

## 3 ロゴマークの利用方法

- (1) 別紙「ロゴマーク利用申請書」を作成し、健康長寿社会づくり推進課長あて提出します。
- (2) 健康長寿社会づくり推進課長は、申請書の内容を審査の上、利用承認を行うとともに、ロゴマークのデータを提供します。
- (3) 本利用規約およびガイドラインに従った上で、ロゴマークを利用することができます。

## 4 ロゴマーク利用上の留意事項

- (1) ロゴマークの利用承認を受けた機関・団体・企業は、ロゴマークの利用に関する権利を第三者に譲渡、担保提供もしくは転貸し、または代理利用を認めることはできません。
- (2) 以下の場合にはロゴマークを利用できません。
  - ① 特定の政治、思想、宗教、募金等の活動目的で利用されるおそれのある場合
  - ② 法令や公序良俗に反するおそれのある場合
  - ③ 不当な利益を上げるために利用されるおそれのある場合
  - ④ 特定の個人または団体の売名に利用されるおそれのある場合
  - ⑤ 「元気県ぐんま」の正しい理解の妨げとなるおそれのある場合
- (3) 利用者は、健康長寿社会づくり推進課長から要請があった場合は、ロゴマークの利用実態の報告またはロゴマークを利用した印刷物等の提出を行わなければなりません。
- (4) 本ロゴマークを利用した施策、活動等に関する事故・苦情などが発生した場合は、利用者の責任の下で必要な措置を講じて下さい。

## 5 規約の改訂

本利用規約は、事前の通知なく、必要に応じて改訂される場合があります。

## 附 則

- 本利用規約は、平成28年4月1日から施行します。  
本利用規約は、平成30年4月1日から一部改正します。  
本利用規約は、令和2年4月1日から一部改正します。  
本利用規約は、令和3年4月1日から一部改正します。